

業務月報

令和7年7月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

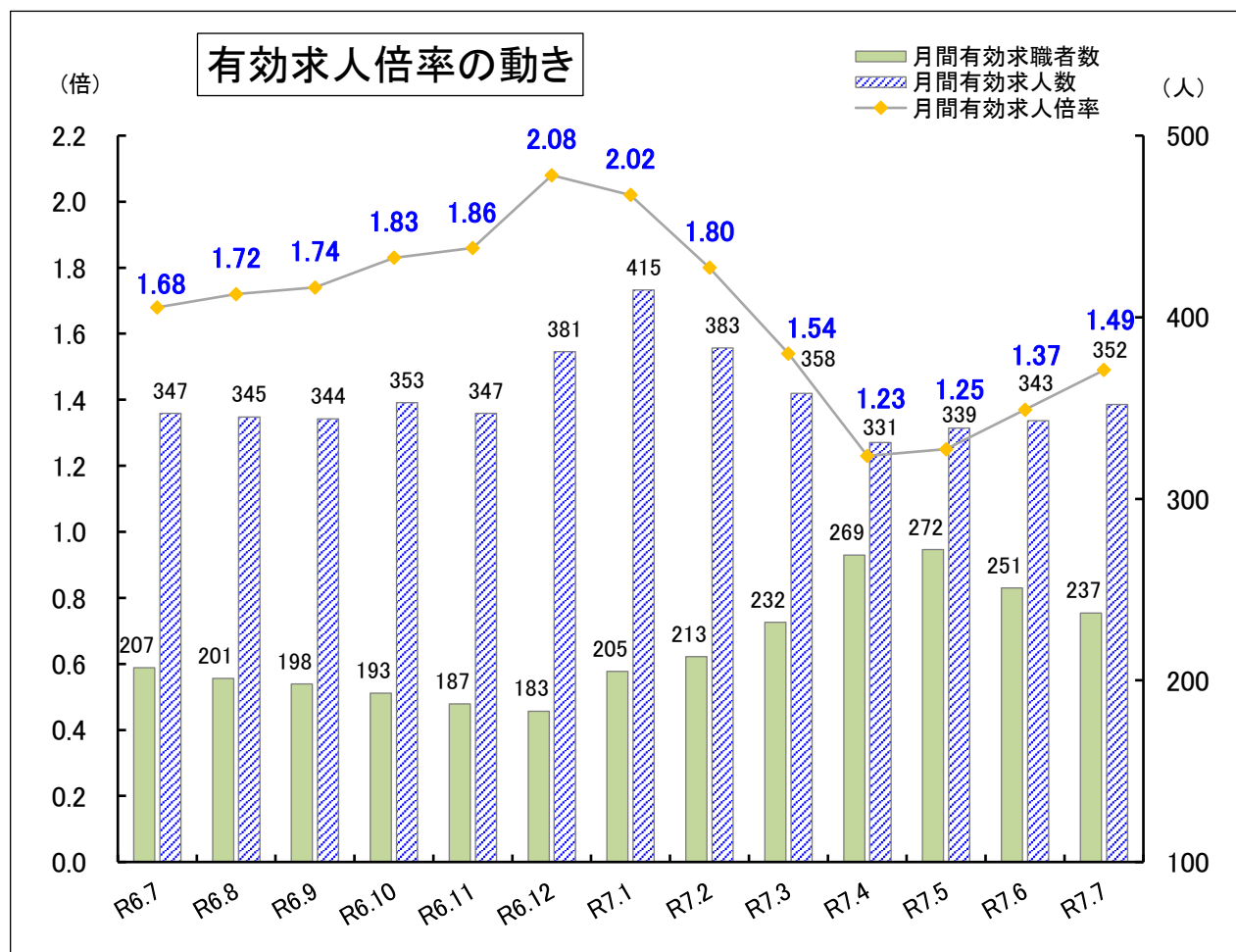
新規求職申込件数(オンライン含)は43件で、前年同月比13.2%(5件)増加しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は237人で、前年同月比14.5%(30人)増加しました。

新規求人数は131人で、前年同月比24.8%(26人)増加しました。

月間有効求人数は352人で、前年同月比1.4%(5人)増加しました。

月間有効求人倍率は1.49倍で、前年同月比0.19ポイント下回りました。



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川 本
	1.39	1.49

職業紹介状況

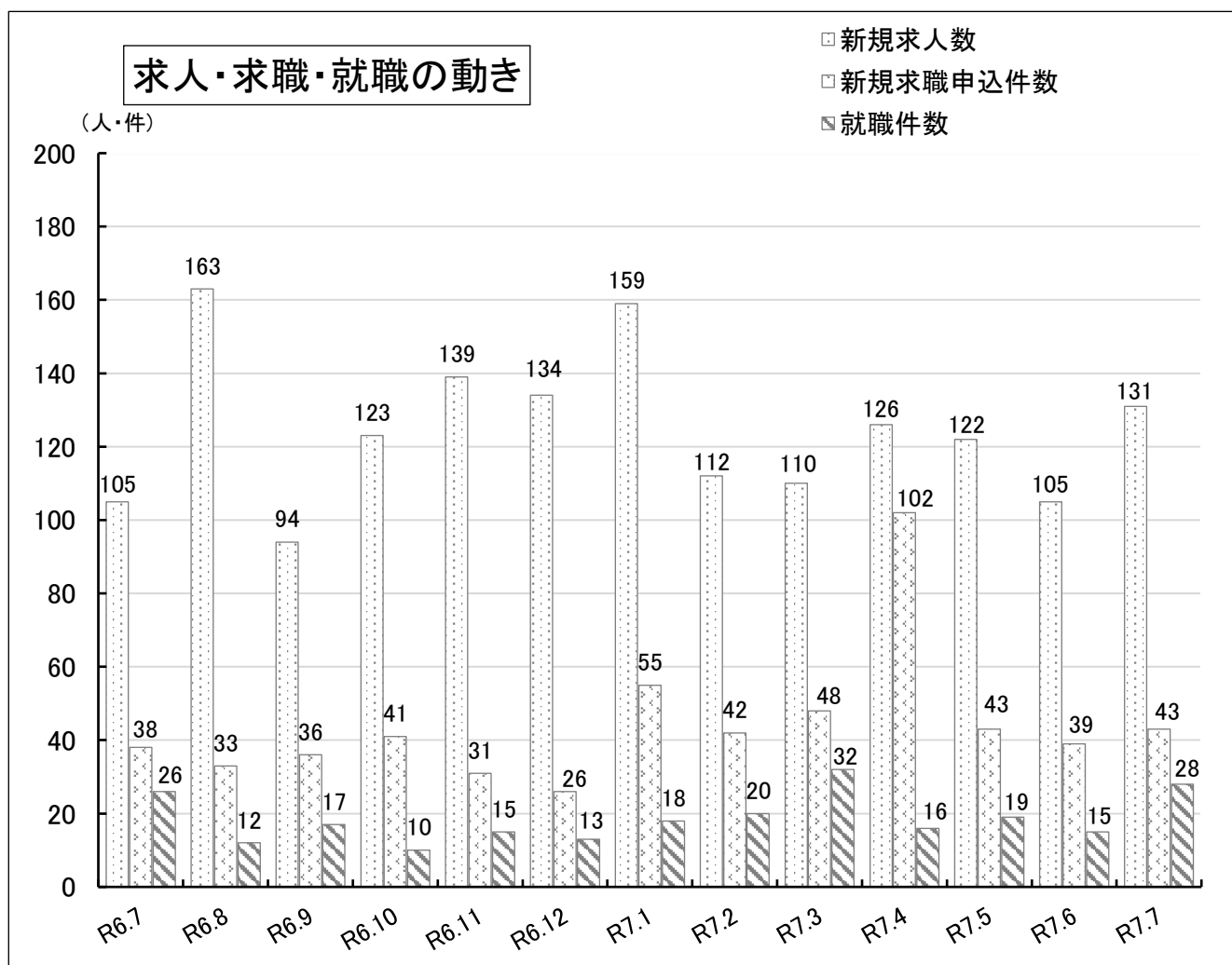
項 目				項 目		当 月	前年同月	対前年比
① 新 規 求 職 申 込 件 数	43	38	13.2	⑥ 求人倍率	新 規	3.05	2.76	0.29
うち 55 才以上	15	16	▲ 6.3		月 間 有 効	1.49	1.68	▲ 0.19
② 月 間 有 効 求 職 者 数	237	207	14.5	⑦ 紹 介 件 数		27	20	35.0
うち 55 才以上	99	87	13.8		うち 55 才以上	10	5	100.0
うち (保)受給者	90	78	15.4		うち (保)受給者	11	5	120.0
③ 新 規 求 人 数	131	105	24.8	⑧ 就 職 件 数		28	26	7.7
④ 月 間 有 効 求 人 数	352	347	1.4		うち 55 才以上	14	11	27.3
⑤ 充 足 数	25	24	4.2		うち (保)受給者	10	8	25.0

産業別求人状況

産 業	当 月	前年同月	対前年比	産 業	当 月	前年同月	対前年比
農 ・ 林 ・ 漁 業	5	5	0.0	情 報 通 信 業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	2	0	
建 設 業	34	40	▲ 15.0	卸売・小売業	5	5	0.0
製 造 業	11	2	450.0	金融・保険業	0	0	
食 料 品 ・ 飲 料 等	4	2	100.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
織 維 ・ 衣 服 等	1	0		学術研究 専門技術サービス業	7	12	▲ 41.7
木 材 ・ 家 具 等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	0	2	▲ 100.0
窯 業 ・ 土 石 製 品	2	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄 鋼 ・ 金 属 製 品	0	0		教育, 学習支援事業	0	3	▲ 100.0
一 般 機 械 器 具	0	0		医療・福祉	56	32	75.0
電 気 機 械 器 具	0	0		複合サービス事業	0	2	▲ 100.0
輸 送 用 機 械 器 具	4	0		サービス業	8	0	
そ の 他	0	0		公務・その他	3	2	50.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合 計	131	105	24.8

雇用保険業務取扱状況

項 目	当 月	前年同月	対前年比	項 目	当 月	前年同月	対前年比	
適 用 事 業 所 数	358	355	0.8	受 給 資 格 決 定 件 数	11	10	10.0	
新 規 適 用 事 業 所 数	3	2	50.0	初 回 受 給 者 数	17	9	88.9	
廃 止 事 業 所 数	0	0		受 給 者 実 人 員	65	51	27.5	
被 保 険 者 数	4,319	4,360	▲ 0.9	支給金額(千円)		9,048	6,635	36.4
資格取得者数	23	37	▲ 37.8	再就職手当	人 員	4	8	▲ 50.0
資格喪失者数	37	39	▲ 5.1		金額(千円)	1,935	3,829	▲ 49.5



人員整理の状況

年 月 項 目	5年度 計	6年度 計	6年						7年						
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
事業所数	10	9	0	0	1	2	1	0	2	1	0	2	0	0	0
解雇者数	16	18	0	0	1	3	1	0	3	3	0	2	0	0	0



厚生労働省では、就職の機会均等を確保するため、応募者の基本的な人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様にご協力をお願いしています。

「公正な採用選考」を行う基本は、①応募者に広く門戸を開くこと、②本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすることにあります。

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、**令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成**を行っています。
「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修
サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の
育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化
のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講し
た訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講する
ための休暇制度等を導入